

都市再生整備計画(上の川周辺地区)事後評価作成等業務 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、都市再生整備計画(上の川周辺地区)事後評価作成等業務に適用する。ただし、調査職員が承諾した場合は、この仕様書によらないことができる。

2 業務目的

大阪府吹田市では、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画を策定し、「地域を繋ぐみどりと防災のネットワークを整備して、安心・安全でにぎわいのあるまちづくり」を目標に、高質空間を整備するために河川を暗渠化して用地を創出することで、安心・安全でにぎわいのあるまちづくりのためのみどりのネットワーク軸の延伸等を行うほか、災害時の一時避難地等である関西大学へのアクセスを強化するための事業を実施してきました。

本業務は、本市が取り組んだ[都市再生整備計画(上の川周辺地区)計画期間:令和2年度～令和7年度]に関する事後評価を実施するため、事後評価方法書及び事後評価書を作成すること、並びにこれに必要な調査及び資料作成等を行うものです。

3 用語の定義

- (1)「調査職員」とは、契約図書に定められた権限の範囲において、当該業務を担当し監督する発注者が定めた職員をいう。
- (2)「契約図書」とは、契約書と設計図書をいう。
- (3)「設計図書」とは、金額を記載しない設計書(金抜き設計書)、図面、仕様書及び現場説明事項をいう。
- (4)「指示」とは、調査職員が受注者に対して、業務を遂行する上で必要な事項を示し、実施させることをいう。
- (5)「承諾」とは、受注者から申し出た業務遂行上必要な事項に対し、調査職員が業務上の行為に同意することをいう。仕様書中の承諾事項は、調査職員がこれを同意してその効力を発する。
- (6)「協議」とは、契約図書の協議事項について調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (7)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員が面談(リモート含む)により業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

4 業務計画書

- (1)受注者は、業務に着手するにあたり、着手前に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない

ない。

(2)業務計画書は契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

(ア)業務概要

(イ)実施方針

(ウ)業務工程

(エ)業務組織計画

(オ)打合せ計画

(カ)成果品の内容

(キ)使用する図書及び基準

(ク)連絡体制(緊急時を含む)

(ケ)その他

(3)業務計画書の重要な内容を変更する場合、受注者は理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

(4)調査職員が指定した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

5 作業監理

(1)受注者は、着手するにあたっては着手届を、完了した時には完了届を提出しなければならない。

(2)受注者は、契約図書に基づき調査職員の指示に従い、誠実、丁寧に工期内に完成させなければならない。

(3)受注者は、業務の実施にあたり、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

(4)受注者は、業務上知り得た事項の機密を保持し、第三者に漏らしたり、それを利用してはならない。

(5)受注者は、業務の技術上の管理を行うため管理技術者を定め、受注者に代わって調査職員の指示に従い、本業務に関する一切の事項を処理させなければならない。

(6)受注者が管理技術者を定めたとき、または交代させたときは、それぞれ届書及び経歴書を調査職員に提出して承諾を得なければならない。

(7)管理技術者は、業務遂行に関する諸法規・諸規定に精通するのはもちろん、業務のために必要な技術的専門知識及び経験を持つものでなければならない。

(8)受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、打合せや協議についても受注者がその都度、打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- (9)本業務を実施するにあたり、関係機関と協議が必要な場合は十分協議を行い、協議調書を作成し調査職員に提出しなければならない。
- (10)受注者は、業務途中において工程に変更がある場合は、調査職員と協議し承諾を得なければならない。
- (11)受託者は、業務に着手するに当たり、契約締結後速やかに調査職員と協議のうえ、その業務計画書を作成し、提出するものとします。
- (12)業務中、本市より貸与する図書は、紛失・汚損しないよう十分注意するのはもちろん、万一紛失・汚損したときは、調査職員の指示するとおり受注者の責任と負担において修復するものとする。
- なお、業務完了後は速やかに調査職員に返却しなければならない。
- (13)受注者は、業務完了時に管理技術者立会いのもと、あらかじめ成果品について調査職員の審査を受けなければならない。
- なお、審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正し、再審査を受けなければならない。
- (14)本業務の成果品の著作権は、本市に帰属するものとします。業務実施に当たっては、第三者の権利を侵害しないように十分留意してください。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめ調査職員と協議の上、著作権法上に定められた手続きを行ってください。
- (15)受注者は、業務の審査に合格後、契約図書に指示された成果品を提出し、発注者の検査員の合格をもって、業務の完了とする。
- (16)業務完了後(納品引渡し後)において、明らかに受注者の責めによる業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。
- (17)本業務の完成部分の検査に要する費用は、受注者が負担するものとする。

6 業務対象区域

都市再生整備計画(上の川周辺地区)の対象区域：350ha

7 業務内容

都市再生整備計画(上の川周辺地区)の事後評価に係る業務

(ア)計画準備

業務の目的、内容等を踏まえ、業務に必要な資料、図面等の收集整理を行う。

※業務については、以下のとおり積算している。

【主任技師 0.5 人 技師(A)1.0 人 技師(B)1.5 人】

(イ)事後評価方法書の作成

事後評価の作業が円滑かつ確実に進められるよう、事後評価方法書の作成を行う。

※業務については、以下のとおり積算している。

【技師(A)1.0 人 技師(B)1.0 人 技術員 1.0 人】

(ウ)事業の成果及び実施過程の検証

成果の評価(事業の実施状況、都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況、その他の数値指標による効果発現の計測等)、実施過程の評価、効果発現要因の整理(成果と実施過程の関係性の整理等)等を行う。また、これらの業務に必要な指標設定の検証、データ収集及び事業進捗状況、目標達成状況の確認等を行う。

※業務については、以下のとおり積算している。

【主任技師 1.0 人 技師(A)2.5 人 技師(B)5.0 人 技師(C)5.0 人 技術員 6.0 人】

(エ)都市再生整備計画事業評価委員会、庁内会議等審議資料の作成及び委員会の運営

事後評価のための事業評価委員会を本市が開催するに当たり、必要な審議資料の作成、委員会の運営及び結果のとりまとめ等の支援を行う。事業評価委員会及び庁内会議は各1回を予定。

※業務については、以下のとおり積算している。

・評価委員会支援

【主任技師 0.5 人 技師(A)0.5 人 技師(B)0.5 人 技術員 0.5 人】

・庁内会議支援

【主任技師 0.5 人 技師(A)1.0 人 技師(B)0.5 人 技術員 0.5 人】

(オ)事後評価シート作成

評価結果を踏まえた事後評価シートの作成及び修正を行う。

また、公表用資料として事後評価シートの概要版を作成する。

※業務については、以下のとおり積算している。

【主任技師 0.5 人 技師(A)1.0 人 技師(B)1.0 人 技師(C)1.5 人 技術員 1.0 人】

(カ)打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間打合せ(1回)、成果品納入時の計3回を想定しております。これ以外にも、必要に応じて、適宜、打合せの機会を設ける場合があります。

また、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

※業務については、以下のとおり積算している。

【主任技師 1.5 人 技師(A)1.5 人 技師(B)1.5 人】

(キ)報告書作成

業務成果をとりまとめ、報告書の作成を行う。

※業務については、以下のとおり積算している。

【主任技師 0.5 人 技師(A)1.0 人 技師(B)1.0 人 技師(C)1.5 人】

8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、次に定める書類を提出しなければなりません。

- (1)業務着手届
- (2)管理技術者届、照査技術者届
- (3)業務計画書
- (4)業務完了届
- (5)業務報告書(成果品)
 - (ア)業務報告書一式(A4 版製本) 正本1部、副本1部(副本はデータ納品とする)
 - (イ)打合せ記録簿(要旨録) 1部

9 関連する要領・計画等

- ・都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱
- ・都市再生整備計画事業 評価の手引き 令和4年度版(令和4年5月 国土交通省)
- ・都市再生整備計画(上の川周辺地区)※市のホームページで確認できます。

(以下、市 HP の掲載ページ URL)

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017979/1020322/1018149/1025590.html>

10 その他

受注者は契約図書、その他明記のない細部について疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。